

不在者投票事務の手引

(指定病院等の不在者投票管理者用)

令和5年4月9日執行

北海道知事選挙・北海道議会議員選挙

札幌市長選挙・札幌市議会議員選挙

札幌市・区選挙管理委員会

不在者投票事務の手引（指定病院等の不在者投票管理者用）目次

◎ 不在者投票事務の管理執行にあたって	1
◎ 特にご注意いただきたいこと	2
◎ 不在者投票を行うことができる指定施設について	3
◎ 新型コロナウイルス感染症対策について	4
◎ 不在者投票事務の手続き	5
1 不在者投票管理者となる者	5
2 不在者投票管理者の職務	5
3 投票立会人について	6
4 不在者投票を行うことができる者	8
5 投票用紙等の請求方法	11
6 不在者投票を行うことができる期間	14
7 投票の方法等	15
8 投票済不在者投票の選挙管理委員会への送致	19
9 投票用紙等の返還	20
10 不在者投票に関する費用について	21
11 関係書類の保存	27
◎ 各区選挙管理委員会所在地	28

【別紙】

1	・ ・ 投票記載所設備（例）、記載台	
2-1	・ ・ 不在者投票事務の流れ	
2-2	・ ・ 外部立会人選出等の事務の流れ	
3-1、2	・ ・ 請求書（札幌市用）	（HP掲載）
4-1、2	・ ・ 請求書（他市町村用）	（HP掲載）
5	・ ・ 依頼者カード	（HP掲載）
6	・ ・ 不在者投票用外封筒の記載例	
7	・ ・ 不在者投票用内封筒の様式	
8	・ ・ 不在者投票送致書（札幌市用）	（HP掲載）
9	・ ・ 不在者投票送致書（他市町村用）	（HP掲載）
10-1、2	・ ・ 代理投票報告書（札幌市用）	（HP掲載）
11-1、2	・ ・ 代理投票報告書（他市町村用）	（HP掲載）
12-1	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 （知事・道議：事務経費）	（HP掲載）

12- 2	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 (市長・市議：事務経費)	(HP掲載)
13- 1	・ ・ 不在者投票内訳	(HP掲載)
13- 2	・ ・ 不在者投票内訳 (投票日別)	(HP掲載)
14 - 1	・ ・ 委任状 (知事・道議：事務経費・外部立会人経費)	(HP掲載)
14 - 1	・ ・ 委任状 (市長・市議：事務経費・外部立会人経費)	(HP掲載)
15	・ ・ 投票用紙の受け取り方法について	
16	・ ・ 外部立会人選定依頼文書	
17	・ ・ 外部立会人選定通知書	
18	・ ・ 立会人選任書	
19- 1	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 (知事・道議：外部立会人)	(HP掲載)
19- 2	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 (市長・市議：外部立会人)	(HP掲載)
20	・ ・ 算出表	(HP掲載)
21	・ ・ 算出表 (記載例)	(HP掲載)
22	・ ・ 指定施設における不在者投票の送致に関するチェックリスト	
23	・ ・ 不在者投票特別経費に係る請求書の記載上の留意点	
24	・ ・ 不在者投票特別経費に係る委任状の記載上の留意点	
25	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 (事務経費) チェックリスト	
26	・ ・ 不在者投票特別経費請求書 (外部立会人経費) チェックリスト	

なお、不在者投票事務に使用する上記の様式のうち、(HP掲載) と表示しているものについては、札幌市選挙管理委員会ホームページに「入力用ワードファイル」及び「手書き用PDFファイル」を掲載しておりますので、ご活用ください。

■ 検索する場合は以下のキーワード

札幌市選挙 指定施設 様式

🔍 検索

■ HPアドレス

https://www.city.sapporo.jp/senkan/siteisisetu_fuzaiyousiki.html

【不在者投票事務を管理する機関】

不在者投票事務は、各市区町村の選挙管理委員会が管理していますので、投票用紙等の請求は、当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に対して行ってください。

◎ 不在者投票事務の管理執行にあたって

不在者投票の制度は、一般投票の例外的なものであるため、厳格な手続きが公職選挙法及び同法施行令等に規定されています。従来より各種選挙を通じて、不在者投票事務の手續の違法を原因とした争訟が多数提起されております。

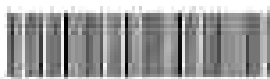
つきましては、慎重かつ厳格な姿勢で不在者投票事務の管理執行に臨まれ、下記の点に十分留意した的確な処理により、紛争を生じさせることのないよう特段のご配慮をお願いいたします。

- ※ 事務全体を見通した計画を立て、スムーズな処理ができるよう事前に十分検討しておくこと。
- ※ 過去の経験に頼ったり、勘によって処理することなく、常に法令に基づいて的確に処理し、疑問の点があれば区選挙管理委員会の意見を聞いたうえで処理すること。
特に代理投票については、法令に基づき厳格な処理を行うこと。
- ※ 自由、公正、平等をモットーとした事務処理を心がけ、投票の秘密保持の確保に十分留意し、選挙人に威圧を加えることのないように配慮すること。
- ※ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者に対しては、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用が規定されている。

◎ 特にご注意いただきたいこと

- 1 不在者投票用外封筒（以下「外封筒」という。）の裏面の立会人氏名欄には、**必ず立会人自身が署名**してください。ゴム印による記名は、不受理（投票無効）の原因となります。
- 2 不在者投票に際し投票用紙等を選挙人に渡すときには、必ず外封筒の表面右下に貼付している**バーコードシールの選挙人の氏名及び交付した区名（選挙人の住所区）**をよく確かめて、間違いのないように**本人にお渡し**してください。
- 3 代理投票を行った場合、外封筒には投票者（選挙人）の氏名だけを記載し、「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」は、記載しないでください。
なお、「代理投票報告書」（別紙 10-1、10-2、11-1、11-2）には、代理投票補助者2人の氏名を必ず記載してください。
- 4 あらかじめ指定した日時以外に投票させる場合は、不在者投票記載所を撤去していることがあると思いますが、こうしたときでも、廊下等**投票の秘密を保持できない場所では絶対に行わない**でください。
- 5 経費の請求書類は、選挙人の名簿登録地の別を問わず、すべて指定施設所在地の区選挙管理委員会に対して送付してください。
ただし、**他都府県及び他市町村の長及び議会の議員の選挙のみ**を行った者に関しては、各名簿登録地あての書類を名簿登録地の選挙管理委員会に送付してください。

（不在者投票用外封筒）

投票者 氏名								
代理投票の仮投票に おける代理記載人氏名								
知事								
								
<table border="1"><tr><td>選挙区</td><td>札幌市東区</td></tr><tr><td>立会人氏名</td><td></td></tr><tr><td>投票者氏名</td><td></td></tr><tr><td>投票日</td><td></td></tr></table>	選挙区	札幌市東区	立会人氏名		投票者氏名		投票日	
選挙区	札幌市東区							
立会人氏名								
投票者氏名								
投票日								
貼附								

◎ 不在者投票を行うことができる指定施設について

選挙が執行される際に、病院や老人ホームが不在者投票を取り扱うためには、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき都道府県の選挙管理委員会の指定を受ける必要があります。これに係る北海道選挙管理委員会の定めは次のとおりです。

北海道選挙執行規程(抄)

（病院等の指定）

第16条 公職選挙法施行令第55条（不在者投票管理者）第2項及び第4項第2号の規定により北海道選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下本条中「病院等」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 患者収容施設が30人以上の規模を有する病院
- (2) 収容定員が30人以上の規模を有する老人ホーム
- (3) 収容定員がおおむね50人以上の規模を有する身体障害者支援施設
- (4) 収容定員がおおむね50人以上の規模を有する保護施設

◎ 新型コロナウイルス感染症対策について

1 マスクの着用等について

新型コロナウイルス感染症対策として、事務従事者等のマスク着用（不織布マスクが望ましい）、咳エチケットの徹底、手洗い、手指アルコール消毒の実施、不在者投票場所の換気、選挙人のソーシャルディスタンス確保へのご配慮願います。

2 不在者投票の実施について

選挙権は憲法上保証されている大切な権利です。不在者投票の管理執行に人員を割けない等の理由により、入院・入所している選挙人からの不在者投票を拒否することがないように、ご理解・ご協力をお願いいたします。

3 感染者（又はその疑いのある方）の不在者投票を実施する場合

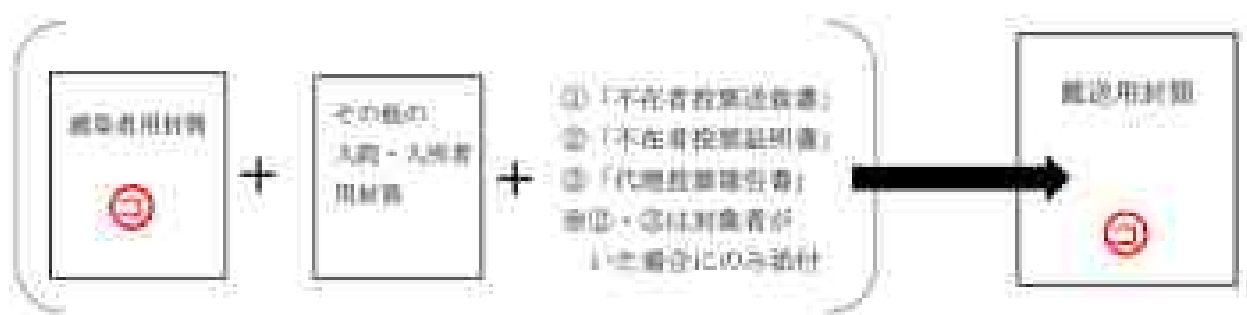
(1) 感染者（又はその疑いのある方）にマスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れさせないようご対応をお願いいたします。

(2) 不在者投票記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液で消毒するなど、他の入院者や入所者、事務従事者等への感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします（ベッドの上で不在者投票を行う場合^{*}も同様です）。

※ 原則として、不在者投票管理者が各部屋を巡回し、ベッドの上で投票させるといった方法は適当ではありませんが、選挙人が重病人又は歩行困難な病人や老衰者等であるなど、特別の事情がある場合には、秘密保持に必要な措置を講じていただき、不在者投票管理者及び立会人の立ち会いのもと、ベッドの上で投票させることができます。

(3) 事務従事者等は、マスク、フェイスシールド等を装着するとともに、手袋を着用し、直接投票用紙等に触れることのないようご対応をお願いいたします。

(4) 投票済み不在者投票（封筒）を各区選挙管理委員会へ郵送する際には、感染者（又はその疑いのある方）の不在者投票（封筒）が入っている封筒（感染者用封筒）とその他の入院・入所者用の封筒を分け、さらに感染者用封筒及び郵送用封筒の表面に下図のとおり表示（コロナの「コ」）をした上で郵送いただきますようお願いいたします。



◎ 不在者投票事務の手続き

1 不在者投票管理者となる者

不在者投票管理者となる者は、次のとおりです。

- (1) 指定病院の院長（分院の場合、分院として指定を受けていなければならない。）、指定老人ホームの長、老人短期入所施設の長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長
- (2) 刑事施設の長、労役場もしくは監置場が附置された刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長
- (3) 上記(1)の指定病院長等が候補者となった場合又は外国人である場合、あるいは上記(1)、(2)に掲げる者に事故があり又は欠けた場合には、その指定施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者の職務を代理する。

2 不在者投票管理者の職務

不在者投票管理者の職務は、不在者投票に関する手続きについて最終的な決定権を有し、事務に従事する者を指揮監督して、不在者投票事務全般を管理執行することであり、その主な事務は次のとおりです。

- (1) 選挙人から「依頼者カード」（別紙5）により、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求依頼を受けること。
- (2) 選挙人に代わって、選挙管理委員会に投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- (3) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- (4) 投票に際し、投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
※ 不在者投票証明書は、選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合に限り交付されますが、投票の方法は「7(2) 投票の方法」と同じです。証明書は投票済みの不在者投票とともに選挙管理委員会に送致してください。
- (5) 立会人を1人以上選任し、不在者投票に立ち合わせる。「7(2) 投票の方法」を参照。
- (6) 不在者投票記載所の設営をすること。
- (7) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- (8) 立会人の意見を聴き、代理投票補助者（2人）を本人の承諾を得て選任すること。
- (9) 投票の終わった不在者投票を選挙管理委員会に送致すること。
- (10) 不在者投票に要した経費を請求すること。

3 投票立会人について

(1) 投票立会人の職務

不在者投票が行われる際に、投票事務に加わるとともに投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことが投票立会人の職務であり、担当する主な内容は、次のとおりです。

ア 投票事務全般について立ち会うこと。

イ 次の場合に意見を述べること。

(ア) 代理投票を拒否するかどうかについて、投票管理者に意見を求められたとき。

なお、投票管理者が拒否の決定をしたときは、それに対して異議の申し立てはできません。

(イ) 代理投票を補助する者の選任について、投票管理者に意見を求められたとき。

ウ 不在者投票管理者が不在者投票用外封筒裏面の記載を終えた後、不在者投票用外封筒裏面の「立会人氏名」欄に立会人自身で署名すること。

他人が書いたり、ゴム印を押したりすると不受理（投票無効）の原因となるので、必ず立会人自身で署名してください。

(2) 投票立会人の選任

投票立会人は、指定施設の職員を選任することができますが、公職選挙法の改正により、区選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」という。）等、施設職員以外の方から選任することにより、不在者投票の公正確保に努めることとされております。

外部立会人の選任方法等については、下記のとおりです。

ア 外部立会人の選任方法

(ア) 各区選挙管理委員会であらかじめが外部立会人を引き受けることが可能な方（以下「外部立会人候補者」という。）の情報を集約します。

(イ) 外部立会人の紹介を希望する場合は、早めに（不在者投票を行う予定の日の遅くとも1週間くらい前までには）外部立会人選定依頼文書（別紙16）を施設所在地の区の選挙管理委員会に送付してください。区選挙管理委員会では外部立会人候補者の中から条件に合う方を選定し、指定施設あてに立会人選定通知書（別紙17）を送付します。

(ウ) 紹介を受けた外部立会人候補者に直接連絡を取っていただき、立会人として選任する場合は、立会人選任書（別紙18）を当該外部立会人候補者に交付してください。

(エ) 外部立会人候補者からは指定施設あてに立会人承諾書が提出されます。

イ 外部立会人への謝金及び旅費の支払い

(ア) 各区選挙管理委員会から紹介した外部立会人に対する謝金及び旅費は、一旦指定施設から支給していただきます。

外部立会人に対する謝金及び旅費の請求については、実際に不在者投票を行った選挙人の名簿住所地ごとの人数に応じて経費を按分し、当該按分した額を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に請求していただきます。

※ 経費請求の詳細については「10 不在者投票に関する費用について(P. 21)」を参照。

なお、経費請求できるケースは、区選挙管理委員会から紹介を受けた外部立会人に謝金及び旅費を支払った場合に限られます。このため、区選挙管理委員会から紹介を受けていない者を立会人として選任した場合は、支給の対象となりません。

(イ) 選挙管理委員会から指定施設に支払われる外部立会人への謝金及び旅費相当額の上限は、以下のとおりとなります。

a 1日の従事時間が7時間を超える場合

10,900円

b 1日の従事時間が7時間以下の場合

従事時間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間
上限額 (円)	1,282	2,565	3,847	5,129	6,412	7,694	8,976

※ 1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げます。

※ 上限額は謝金及び旅費相当額を含めた額となります。

c 外部立会人に対する実際の支払額が上限額を下回る場合

実際の支払額が選挙管理委員会から施設に支払われる額となります。

【公職選挙法改正】

平成25年5月31日、これまで選挙権がなかった成年被後見人の選挙権を回復すること等を内容とする公職選挙法改正が公布されました。

この改正では、代理投票における補助者の要件の適正化及び不在者投票における公正確保の努力義務が下記のとおり新たに規定されました。

ア 代理投票の要件に係る条文上の表現を、「身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」から「心身の故障その他の事由により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」に改め、代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとする。

(公職選挙法第48条第1項・第2項関係)

イ 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」という。）を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。 (公職選挙法第49条第9項関係)

4 不在者投票を行うことができる者

指定施設において不在者投票を行うことができる選挙人は、次の要件のすべてを満たす者に限られます。

◎ 指定施設に入院（入所）中の選挙人であり、選挙日当日も入院（入所）していると見込まれること。（付添人は該当しません。）

◎ 当該選挙の選挙権を有していること。

◎ 選挙人名簿に登録されていること。

(1) 選挙人名簿に登録されている者

ア 今回の選挙における選挙人名簿登録者

市町村（この場合指定都市については「区」であり、以下本件に該当する場合は「市区町村」という。）の区域内に住所を有し、引き続き同一市町村（この場合、指定都市については「区」ではなく「市」である。）に3ヵ月以上住民基本台帳に登録されている年齢満18年以上の者が、定められた登録日に選挙人名簿に登録されます。

したがって、今回の場合は次の者が該当します。

住所要件	令和4年12月30日までに転入届出をしている者
年齢要件	平成17年4月10日までに生まれた者

※ 住所要件は公示日前日を、年齢要件は選挙期日を、それぞれ基準日としています。

イ 他市町村への住所異動者の投票

地方選挙においては、選挙人名簿に登録されている市町村から他の都道府県に住所を移した場合は、投票をすることはできません。（例：札幌市から道外へ住所異動した場合）

また、同一の都道府県内の他の市町村に住所を移した場合は、知事と都道府県議会議員のみ、投票することができます。（例：札幌市から道内の他の市町村へ住所異動した場合）

道内で住所異動を行っている場合、知事と道議の選挙を行うためには、投票用紙等の請求の際に、市町村長の発行する「引き続き北海道に住所を有する旨の証明書」（以下「引き続きの証明書」という）の添付又は「引き続き北海道に住所を有する旨の確認」（以下「引き続きの確認」という）の申請が必要です。

入院（入所）中の選挙人で該当する方については、「依頼者カード」（別紙5）を徴する際に確認します（投票用紙等の請求方法については次項「5 投票用紙等の請求方法（P.11）」参照）。

選挙人から依頼者カードの提出があった際、「選挙人名簿に記載されている住所」と現在の住民登録が異なる場合でいずれも同一都道府県内である場合には、「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付」又は「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請」にチェックされていることを確認してください。チェックが無い場合には、必ず選挙人本人にいずれの方法によるかの意思確認のうえ、次のとおり処理をしてください。

(ア) 引き続きの証明書により投票用紙の請求を行う場合

引き続きの証明書を同封する必要があります。この際、当該選挙人については、投票用紙の請求書の「引き続きの同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付」欄にチェックをお願いします。

引き続きの証明書は、区役所の戸籍住民課の窓口で取得することができます。

(イ) 引き続きの確認により投票用紙の請求を行う場合

引き続きの確認の申請を投票用紙の請求にあわせて行います。この際、確認の申請の要望があった選挙人については、投票用紙の請求書の「引き続きの同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請」欄にチェックをお願いします。

なお、住所異動には様々なケースがございますので、選挙人名簿の登録等についてご不明の点があれば、各区選挙管理委員会にお問合わせください。

※ 住所異動者の投票についての詳細は、別に配布します「異動届を出された後の投票について」のリーフレットをご参照ください。

ウ 札幌市内での住所異動者の投票

札幌市の選挙人名簿に登録されている方が、札幌市内で転居された場合の投票は以下のとおりです。

(ア) 令和5年3月10日以前に届出をされた方

→ 新しくお住まいの住所で投票できます。

(イ) 令和5年3月11日以降に届出をされた方

→ これまでお住まいの住所で投票となります。

※ 住所異動には様々なケースがありますので、ご不明な点がある場合は、関係の選挙管理委員会へお問い合わせください。

5 投票用紙等の請求方法

(1) 請求できる期日

投票用紙・不在者投票用封筒の請求は、選挙期日の前日まで行うことができます。

なお、請求は、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙を取りまとめて請求してください。

(2) 請求の方法

投票用紙等の請求方法は、以下の2通りがあります。

ア 管理者が選挙人の依頼を受けて代理請求する方法

イ 選挙人本人が請求する方法

いずれの場合も、請求書は選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会委員長あてに送付してください。

ア 代理請求する方法

病院（施設）に入院（入所）中の選挙権を有する方から、不在者投票をする旨の申立てがあった際には、「依頼者カード」（別紙5）を提出してもらい、「請求書」（別紙3-1、4-1）により請求してください。この場合は、選挙人個々の「不在者投票宣誓書兼請求書」は不要です。

札幌市各区の選挙人名簿に登録されている選挙人についての代理請求は、「請求書（札幌市用）」（別紙3-1）を、他市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人についての代理請求は、「請求書（他市町村用）」（別紙4-1）を使用し（1市区町村選管への請求数により、別紙3-2、4-2を使用する）、名簿登録地の選挙管理委員会委員長あて送付してください。

なお、様式は適宜コピーを取るなどして控えとして指定施設で保管してください。

また、札幌市各区の選挙人名簿に登録されている選挙人についての代理請求では、「請求書」とともに、必要に応じて「投票用紙の受け取り方法について」（別紙15）もあわせて提出してください。

なお、この方法により請求した場合は、**当該指定施設以外では不在者投票を行うことができません**。請求した選挙人が不在者投票を行う前に他の指定施設に移った場合や退院等をした場合は、交付を受けた投票用紙等を本人に渡したり、移った先の指定施設には送ったりせずに、速やかに選挙管理委員会に返還してください。

イ 選挙人本人が請求する方法

選挙人が「不在者投票宣誓書兼請求書」（選挙管理委員会に備えてあります。）により請求しなければなりません。（①の代理請求では不要）

選挙人本人が投票用紙等を請求した場合は、その指定施設だけではなく、名簿登録地の市町村以外の市町村の選挙管理委員会が設置している不在者投票記載所においても、不在者投票を行うことができます。

また、選挙人が他の指定施設に移った場合、その移った先の施設でも不在者投票を行うことができます。

<注意：特例郵便等投票と不在者投票施設における不在者投票>

令和3年6月18日、特定患者の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法の特例が定められました。

新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊施設又は自宅療養等の要請を受けた方で選挙権を満たす選挙人（以下「特定患者等選挙人」という。）が、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（知事選挙：3月24日、市長選挙：3月27日、道議・市議選挙：4月1日）から当該選挙の当日（4月9日）までの期間にかかると見込まれる場合は、郵便等（郵便又は信書便）を利用して選挙管理委員会へ送付することにより投票できる制度です。

特定患者等選挙人が特例郵便等投票を行うか、指定施設における不在者投票を行うかについては、特例郵便等投票の要件を満たす限り、いずれの方法を選択することも可能である点にご注意ください。

特定患者等選挙人が特例郵便等投票を希望する場合には、当該選挙人の方が選挙人名簿に記載されている住所地の選挙管理委員会へお問合せください。

※ なお、濃厚接触者につきましては、特例郵便等投票の対象ではありません。

Q. 自宅療養者・宿泊療養者が入院の勧告又は措置により入院した場合、特例郵便等投票の請求ができるか？

A. 請求の時に外出自粛要請等が解除されておらず、外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれるときは、特例郵便等投票の対象となります。

※ この場合、特定患者等選挙人は、特例郵便等投票又は指定施設における不在者投票のいずれの方法を選択することも可能です。

Q. 自宅療養者・宿泊療養者が特例郵便等投票の請求後に入院した場合、当該病院において特例郵便等投票をすることができるか？

A. 請求の時に特例郵便等投票の要件を満たしていたものであれば、請求後に入院した場合でも特例郵便等投票をすることができます。

(3) 代理請求における留意事項

不在者投票管理者は、選挙人の依頼により代理請求する場合、次の点に留意してください。

ア 選挙人に対し投票用紙等を請求するよう強要しないでください。

イ 選挙人からの代理請求依頼は、「依頼者カード」（別紙5）の提出に基づいて行ってください。

なお、「依頼者カード」に記載する氏名は、通称名によることなく、必ず戸籍上の氏名を記載するとともに、フリガナについても必ず記載するよう指導してください。

ウ 盲人から点字投票したい旨の申し出があった場合は、「依頼者カード」の備考欄の「点字」に○を記載してください。（盲人以外は点字投票ができません。）

また、「請求書」の備考欄には「点字」と記載してください。

エ 選挙人が自書できないため「依頼者カード」を代筆して記載した場合は、「依頼者カード」の余白に代筆者の氏名及び住所を記載してください。

オ 投票用紙等の請求は、選挙期日の前日まで行えるので（ただし、不在者投票は午後5時までに行われなければなりません。）、指定施設における不在者投票実施日以降に選挙人からの申し出があった場合でも、随時、選挙管理委員会に請求してください。

(4) 投票用紙等の交付

札幌市各区の選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の交付は、不在者投票開始日（選挙期日の告示日の翌日：知事選挙：3月24日、市長選挙：3月27日、道議・市議選挙：4月1日）以降に行います。

※ ただし、4種類すべての選挙種別について請求があった場合は、道議・市議選挙の不在者投票開始日（4月1日）以降に交付を行います。

6 不在者投票を行うことができる期間

(1) 不在者投票期間

指定施設においての不在者投票は、次の表の期間の毎日(土曜及び日曜を含む)午前8時30分から午後5時まで行うことができます。

選挙種類	北海道知事選挙	札幌市長選挙	北海道議会議員選挙 札幌市議会議員選挙
選挙期日	令和5年4月9日(日)		
告示日	令和5年3月23日(木)	令和5年3月26日(日)	令和5年3月31日(金)
不在者投票 ができる期 間	令和5年3月24日(金) ～ 令和5年4月8日(土)	令和5年3月27日(月) ～ 令和5年4月8日(土)	令和5年4月1日(土) ～ 令和5年4月8日(土)

(2) 留意事項

事務能率の確保、事務処理上の遺漏防止のため、あらかじめ不在者投票の実施日を定め、早めに選挙人に周知してください。この際、投票済みの不在者投票を送致するのに要する日数等を考慮して、適正な日を選定することが必要です。

また、不在者投票管理者が決めた日以外に選挙人から不在者投票の申し出があった場合は、不在者投票のできる期間である限り、投票を行わせなければなりません。

7 投票の方法等

不在者投票を行うときは、選挙人の投票の秘密や選挙の公正が守られるよう次の点に注意してください。

(1) 投票記載所の設営等（別紙 1）

- ア 不在者投票を行う日時をあらかじめ定めている場合には、早めに選挙人に周知しておいてください。
- イ 投票記載所の入口には、できるだけ投票記載所である旨の表示をしてください。
- ウ 投票記載所は、他人（不在者投票管理者及び立会人を含む。）が選挙人の投票の記載を見ることのできない設備とし、投票の秘密保持に十分配慮してください。
- エ 投票用紙の交換その他不正の行為が行われないように、不在者投票管理者及び立会人から選挙人の行動を見通すことができる設備とし、できるだけ選挙人以外の者が自由に出入りできない部屋を使用してください。
- オ 投票が終わった選挙人は、直ちに投票記載所から退出するよう指導してください。
- カ 投票を記載する場所には、区選挙管理委員会が配布する、「立候補届出状況表」を用意してください。この際、**他の選挙区の選挙人が候補者等を誤解することのないよう、確実に指導してください。**
- キ 投票所で使用する筆記具は、記載台に配置して差し支えないですが、一定の時間ごともしくは鉛筆が消耗したとき等に回収し、新たに消毒済みの鉛筆を配置するとともに、回収した鉛筆を消毒し再利用してください。なお、選挙人が自前の筆記具の使用を希望した場合は、投票所にて用意した筆記具の使用を強いないでください。
- ク 不在者投票管理者が各部屋を巡回し、ベッドの上で投票させる方法は適当ではありません。

ただし、特別の事情がある場合（例えば、選挙人が重病人又は歩行困難な病人や高齢者等である）には、秘密保持に必要な措置を講じ、不在者投票管理者及び立会人の立ち会いのもとに、ベッドの上で投票させることができます。

(2) 投票の方法（別紙 2、6、7）

投票は、不在者投票管理者の管理のもとに、次の手順に従って行ってください。

- ア 不在者投票を行う場合は、選挙権を有する者（日本国民で年齢満 18 年以上の者。ただし、公民権を停止されている者を除く。）を、最低 1 人は立ち合わせなければなりません。

立会人が立ち会うことなく行われた投票は、無効となるので注意してください。

なお、不在者投票管理者（不在者投票管理者の補助者を含む。）及び代理投票補助者は立会人を兼ねることができません。

- イ 不在者投票管理者は、選挙人が請求した本人であるかどうかを確認のうえ、選挙の種類を口頭で伝えて、投票用紙及び不在者投票用封筒（外封筒及び内封筒）を選

挙人に渡してください。

この場合、選挙人には必ず選挙人名簿登録地の選挙管理委員会から交付を受けた投票用紙等を渡してください。

なお、札幌市の各区が交付した投票用紙等を選挙人に渡すときには、外封筒表面右下に貼付しているバーコードシールに選挙人氏名が印字されているので、確認のうえ、本人に渡してください。誤って他の市区町村のものや印字氏名と異なる選挙人に渡すことのないように十分に注意してください。

ウ 選挙人本人が投票用紙等を請求した場合、投票用紙等と不在者投票証明書を持参してきます。その際は、不在者投票証明書を開封し、選挙人に不在者投票証明書を見せないようにして、記載している内容により、選挙人本人であることを確認してください。

不在者投票証明書用の封筒が開封された状態で持参してきた場合は、不在者投票はできませんのでご注意ください。

なお、不在者投票証明書に記載されている投票場所と不在者投票を行おうとしている施設が異なっても、不在者投票を行うことができます。その場合、不在者投票管理者は、不在者投票証明書に不在者投票を行った施設を記載しておいてください。

エ 選挙人は、次の方法により不在者投票を行うこととなります。

(ア) 選挙人は、各選挙の投票用紙に、候補者の氏名を記載します。

(イ) 投票用紙への記載が終わったら、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れて封をします。(のり付けをしてください。)

(ウ) 外封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名(戸籍上の氏名)を自署して不在者投票管理者に提出します。

オ 不在者投票管理者は、外封筒の署名及び封が完全になされているかどうかを点検し、外封筒裏面の「投票年月日」、「投票場所(当該指定施設の名称)」及び「不在者投票管理者(職、氏名)」の各欄を記載(ゴム印でも可)してください。

これらの記載を誤ったり、忘れたりすると不受理(投票無効)の原因となるので注意してください。

カ 立会人は、不在者投票管理者の外封筒裏面の記載が終了した後、外封筒の裏面の「立会人氏名」欄に立会人自身で署名してください。

他人が書いたり、ゴム印を押したりすると不受理(投票無効)の原因となるので注意してください。

(3) 棄権した場合の取扱い

投票用紙等を渡した後に、選挙人からその選挙について棄権する旨の申し出があった場合は、投票用紙等を返還させ、必ず交付を受けた選挙管理委員会に返還してください。棄権する旨の申し出に対し、白紙投票を勧めるような指導は絶対にしないでください。

(4) 代理投票の方法

不在者投票を行う場合において、選挙人が心身の故障その他の事由により、候補者の氏名等を自ら記載できない場合だけ代理投票ができます。

代理投票は、次の手順で行ってください。なお、代理投票を行う場合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、状況に応じてフェイスシールドを装着してください。

(1) 選挙人は、代理投票を行いたい旨の事由を述べて申請します。

(イ) 不在者投票管理者は、代理投票の事由を審査して、その事由が正当であると認めるときには代理投票を認め、その事由がないときは拒否しなければなりません。

(ロ) 不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票補助者2人を補助者となるべき者の承諾を得て定めます。なお、不在者投票管理者（不在者投票管理者の事務を補助する者を含む。）及び立会人は、代理投票補助者を兼ねることができません。

したがって、代理投票を行う際は、不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者（2人）の合計4人が最低必要になります。

(エ) 不在者投票管理者は、「7(2)イ」と同様に投票用紙等を選挙人に渡してください。

(オ) 代理投票補助者の1人(記載補助者)は、選挙人から投票用紙等を受け取り、他の代理投票補助者（立会補助者）の立ち会いのもとで、選挙人の指示する候補者の氏名を記載してください。

記載補助者が、選挙人から候補者の氏名を聞くときは、投票の秘密保持に細心の注意をし、立会補助者以外の者には聞こえないよう配慮しなければなりません。

(カ) 記載補助者は、投票用紙への記載が終わった後、選挙人に記載の内容を読み聞かせて誤りのないことを立会補助者とともに確認し、投票用紙を内封筒に入れて封をしてください。

(キ) 外封筒に入れて封をし、表面の「投票者氏名」欄に**選挙人の氏名（戸籍上の氏名）を記載**してから、不在者投票管理者に提出してください。

この際、外封筒の表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄には、記載補助者の氏名を記載しないでください。

(ク) 以後の処理は、「7(2)オ及びカ」と同様に行ってください。

(ケ) 代理投票による場合は、「代理投票報告書」（別紙10、11）に代理投票補助者2人の氏名及び代理投票の事由等を記載し、投票済みの不在者投票を選挙管理委員会に送致する際に併せて提出してください。

(5) 点字投票の方法

点字投票の場合は、点字投票の表示がある投票用紙を使用し、候補者の氏名等を点字により記載させてください。

また、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に選挙人氏名を点字で記載させるようにし、選挙人本人による記載が終わりましたら、付箋に選挙人氏名を記載し、外封筒の表面に貼付してください。

なお、点字器を使用する際は、事前に選挙人に手指の消毒をさせ、また、選挙人が触れた点字器はその都度消毒してください。

その他は、通常の不在者投票と同じです。

(6) 投票用紙等の色

今回の選挙における投票用紙等の色は、次のとおりです。

選挙の種類	投票用紙	不在者投票用封筒
北海道知事選挙	薄い黄色	薄い黄色
北海道議会議員選挙	桃 色	桃 色
札幌市長選挙	あさぎ色 (薄い青色)	あさぎ色 (薄い青色)
札幌市議会議員選挙	白 色	白 色

※ 選挙人に投票用紙を渡す際には、投票用紙の色とともに投票用紙の記載を確認してください。

8 投票済不在者投票の選挙管理委員会への送致

(1) 選挙管理委員会への送致

不在者投票管理者は、全手続きを終えた不在者投票を、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と明記し、その裏面に指定施設の名称及び所在地並びに不在者投票管理者名を記載して印を押し、直ちに選挙人が属する市区町村の選挙管理委員会あてに送致してください。（直接持参するか又は郵便で送付してください。）

指定施設から送致された投票済不在者投票は、選挙期日に選挙管理委員会が、選挙管理委員会の指定する投票所へ送致しますが、投票所の閉鎖（午後8時）前に送致できない場合には無効となってしまいます。投票済不在者投票の受領後、選挙管理委員会で行う関係書類作成等の事務処理にも時間を要しますので、**選挙期日の前日の土曜日までに選挙管理委員会へ届くよう送付してください。**

送付の際は、必ず別途配布の「不在者投票送致書」（別紙8、9）に必要事項を記載のうえ、添付してください。なお、不在者投票送致書の投票区欄は、記入不要です。

また、不在者投票証明書が提出された場合は、あわせて送付してください。

代理投票があった場合には「代理投票報告書」（別紙10、11）で報告願います。

なお、送付に際しては「指定施設における不在者投票の送致に関するチェックリスト」（別紙22）を適宜ご活用ください。

※ 不在者投票を行った選挙人の中に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いのある方）がいる場合は、投票済み不在者投票（封筒）を各区選挙管理委員会へ郵送する際に、**感染者（又はその疑いのある方）の不在者投票（封筒）が入っている封筒（感染者用封筒）とその他の入院・入所者用の封筒を分け、さらに感染者用封筒及び郵送用封筒の表面にその旨の表示をした上で郵送いただきますようお願いいたします（P4参照）。**

(2) 投票管理者への送致

市区町村の選挙管理委員会では、送致又は送付された不在者投票を選挙人の属する投票区ごとに集計し、それぞれの投票管理者（指定投票区を指定しているときは、指定投票区の投票管理者）へ送致しますが、これに先立ち関係書類の作成等の事務処理に相当の時間を要しますので、不在者投票管理者は早めに全手続きを終えて、投票済みの不在者投票等を送致又は送付されますようご配慮ください。

9 投票用紙等の返還

選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けた後、不在者投票を行う前に選挙人が退院、退所、転院、死亡又は棄権をした場合は、投票用紙等は必ず交付を受けた選挙管理委員会にすみやかに返還してください。

また、不在者投票を棄権した選挙人が期日前投票または当日の投票を希望した場合、**不在者投票用の投票用紙等が所管の選挙管理委員会に返還されない限り、投票を行うことができないため、状況に応じて、速達等の方法を利用し返還してください。**

なお、当該選挙管理委員会に持参又は送付する投票済不在者投票があるときは、これに併せて返還して差し支えありません。

ただし、選挙期日間近に退院、退所又は棄権した者については、選挙人が選挙の当日投票所に出向いて一般の投票をすることが考えられますので、まず当該選挙管理委員会に対して返還する不在者投票用紙等がある旨を電話連絡し、その後に送致又は送付の手続きをとってください。

10 不在者投票に関する費用について

(1) 不在者投票経費の額

ア 不在者投票特別経費

(ア) 選挙の種類による区別はなく、不在者投票を請求した選挙人1人につき1,073円が不在者投票管理者に支払われます。

選挙人が北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙のすべての不在者投票を請求した場合も、これらのうちいくつかの不在者投票を請求した場合でも、選挙人1人につき1,073円が支払われます。

(イ) 不在者投票管理者の請求に基づき、各区選挙管理委員会が投票用紙等を交付した後、選挙人の都合（退院等）により不在者投票が行われなかった場合も、事務費の実費弁償として、選挙人1人につき1,073円が支払われます。

(ロ) 選挙人本人が投票用紙等を請求し、指定施設で不在者投票を行った場合も、事務費の実費弁償として選挙人1人につき1,073円が支払われます。

イ 外部立会人への謝金及び旅費

(ア) 選挙管理委員会から指定施設に支払われる外部立会人への謝金及び旅費相当額の上限額は、以下のとおりとなります。なお、以下の上限額はあくまでも選挙管理委員会が負担する上限額であり、施設において上限額を超えた報酬及び旅費相当額を外部立会人に支払うことを妨げるものではありません。

a 1日の従事時間が7時間を超える場合

10,900円

b 1日の従事時間が7時間以下の場合

従事時間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間
上限額 (円)	1,282	2,565	3,847	5,129	6,412	7,694	8,976

※ 1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げます。

※ 上限額は謝金及び旅費相当額を含めた額となります。

c 外部立会人に対する実際の支払額が上限額を下回る場合

実際の支払額が選挙管理委員会から施設に支払われる額となります。

(イ) 不在者投票を行った選挙人の選挙の種類ごとの人数に応じて経費を按分し、当該按分した額が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会から支払われます。

【事例】

- A 北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙、札幌市議会議員選挙の不在者投票を請求した選挙人の数・・・20人
- B 北海道知事選挙、北海道議会議員選挙のみ不在者投票を請求した選挙人の数・・・10人
- C 札幌市長選挙、札幌市議会議員選挙のみ不在者投票を請求した選挙人の数・・・5人
- D 都府県知事選挙、都府県議会議員選挙、他政令市長選挙、他政令市議会議員選挙の不在者投票を請求した選挙人の数・・・1人

(1) 特別経費について

ア 北海道選挙管理委員会に請求する分

A、Bのように北海道知事及び北海道議会議員（いずれか一方でも可）の不在者投票を請求した選挙人の特別経費は北海道選挙管理委員会に請求する。なお、特別経費の請求額は以下のとおり。

$$(Aの特別経費) = 1,073円 \times 20人 (Aの選挙人) = 21,460円$$

$$(Bの特別経費) = 1,073円 \times 10人 (Bの選挙人) = 10,730円$$

$$(合計) = 21,460円 + 10,730円 = 32,190円$$

イ 札幌市選挙管理委員会に請求する分

Cのように札幌市長、札幌市議会議員のみ請求した（北海道知事、北海道議会議員の不在者投票は請求していない）選挙人の特別経費は札幌市選挙管理委員会に請求する。なお、特別経費の請求額は以下のとおり。

$$(Cの特別経費) = 1,073円 \times 5人 (Cの選挙人) = 5,365円$$

ウ 他都府県の選挙管理委員会に請求場合

Dのように他都府県、他市町村の不在者投票を請求した選挙人の特別経費は選挙人の名簿登録地の都府県の選挙管理委員会から支払われることになる（市町村長、市町村議会議員の不在者投票のみ請求した場合は名簿登録地の市町村選挙管理委員会から支払われる。）。なお、特別経費の請求額は以下のとおり。

$$(Dの特別経費) = 1,073円 \times 1人 (Dの選挙人) = 1,073円$$

(2) 外部立会人の謝金及び旅費について

※ 謝金及び旅費は10,900円と仮定

外部立会人の謝金及び旅費の請求は特別経費の請求と異なり、事務を管理する選挙管理委員会ごとの選挙人の延べ人数の合計で謝金及び旅費を按分し、各選挙管理委員会へ請求することになる。

(次のページに続く)

なお、事務を管理する選挙管理委員会ごとの選挙人の延べ人数及びその合計とは本事例であれば以下のとおり。

① 北海道選挙管理委員会が管理する（北海道知事、北海道議会議員の両方もしくは、いずれか一方に投票した）選挙人の延べ人数

$$= A + B = 30 \text{ 人}$$

② 札幌市選挙管理委員会が管理する（札幌市長、札幌市議会議員の両方もしくは、いずれか一方に投票した）選挙人の延べ人数

$$= A + C = 25 \text{ 人}$$

③ 都府県選挙管理委員会が管理する（都府県知事、都府県議会議員の両方もしくは、いずれか一方に投票した）選挙人の延べ人数

$$= D = 1 \text{ 人}$$

④ 他政令市選挙管理委員会が管理する（他政令市長、他政令市議会議員の両方もしくは、いずれか一方に投票した）選挙人の延べ人数

$$= D = 1 \text{ 人}$$

⑤ 事務を管理する選挙管理委員会ごとの選挙人の延べ人数の合計

$$= ① + ② + ③ + ④ = 57 \text{ 人}$$

請求額については以下のとおり。なお、計算方法については算出表（別紙 20・21）を参照

ア 北海道選挙管理委員会に請求する額

$$10,900 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} / 57 \text{ 人} = 5,736 \text{ 円}$$

イ 札幌市選挙管理委員会に請求する額

$$10,900 \text{ 円} \times 25 \text{ 人} / 57 \text{ 人} = 4,780 \text{ 円}$$

ウ 他都府県選挙管理委員会に請求する額

$$10,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} / 57 \text{ 人} = 191 \text{ 円}$$

エ 他政令市選挙管理委員会に請求する額

$$10,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} / 57 \text{ 人} = 191 \text{ 円}$$

※ 北海道選挙管理委員会に請求する額は差額調整後の金額

※ ただし、都府県によっては市町村の経費についても都府県が支払う場合があるため請求先について確認が必要となる。

(2) 経費の請求書類及び提出先

ア 不在者投票特別経費の請求書類及び提出先

北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙の経費請求については、指定施設の所在する区選挙管理委員会に、次表の請求書類を選挙期日後に提出願います。

提出する書類のうち、委任状は、不在者投票管理者が経費の受領に関する一切の権限を委任する場合のみ提出してください。

投票用紙等を請求した選挙	請求書等のあて先	請求書等の送付先	請求に必要な書類
① 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙 の両方又はどちらかを含んで請求する場合 (札幌市長選挙又は札幌市議会議員選挙を同時に請求した場合も含む。) 	北海道知事	施設が所在する区選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票特別経費請求書 (別紙 12-1) 不在者投票内訳 (別紙 13-1) 委任状 (別紙 14-1)
② 札幌市長選挙 札幌市議会議員選挙 の両方又はどちらかのみ請求する場合 (北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙のどちらかも請求していない場合に限る。) 	札幌市長		<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票特別経費請求書 (別紙 12-2) 不在者投票内訳 (別紙 13-1) 委任状 (別紙 14-2)
③ 他都府県知事選挙 他都府県議会議員選挙	他都府県知事	名簿登録市町村の選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票特別経費請求書 不在者投票内訳 委任状
④ 他市町村長選挙 他市町村議会議員選挙	他市町村長		

イ 外部立会人への謝金及び旅費の請求書類及び提出先

外部立会人に対する謝金及び旅費の請求については実際に不在者投票を行った選挙人の名簿住所地ごとの人数に応じて経費を按分し、当該按分した額を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に、以下の表の請求書類を選挙期日後に提出願います。

実際に不在者投票を行った選挙	請求書等のあて先	請求書等の送付先	請求に必要な書類
① 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙 の両方又はどちらかを含んで請求する場合	北海道 知事	施設が所在する区 の選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票特別経費請求書(外部立会人経費)(別紙 19-1) 不在者投票内訳(別紙 13-2) 外部立会人選定通知書(別紙 17) 写し 謝金等の領収書写し 算出表(別紙 20)
② 札幌市長選挙 札幌市議会議員選挙 の両方又はどちらかを含んで請求する場合	札幌市長		<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票特別経費請求書(外部立会人経費)(別紙 19-2) 不在者投票内訳(別紙 13-2) 外部立会人選定通知書(別紙 17) 写し 謝金等の領収書写し 算出表(別紙 20)
③ 他都府県知事選挙 他都府県議会議員選挙	/	名簿登録市町村の 選挙管理委員会	/
④ 他市町村長選挙 他市町村議会議員選挙			

※ 外部立会人の支払方法は都道府県によって異なるため、他都府県の請求については名簿登録市町村の選挙管理委員会に確認願います。

※ 不在者投票特別経費(外部立会人経費)については、不在者投票を行った選挙人の選挙の種類ごとの人数に応じて経費を按分し、当該按分した額を当該選挙に関する事務管理する選挙管理委員会へ請求していただきます。

(3) 請求書類の提出期限

経費請求に関する書類は、**選挙期日後2週間以内**に所在地の区選挙管理委員会に提出願います。

なお、請求書類の提出の際には、「不在者投票特別経費請求書類の記載上の留意点」(別紙23及び24)を参考に記載漏れ等がないかを再度確認のうえ提出してください。

(4) 経費請求等に係る留意事項

請求書類の記載にあたっては、「不在者投票特別経費に係る請求書の記載上の留意点」(別紙23)及び「不在者投票特別経費に係る委任状の記載上の留意点」(別紙24)を参考にしてください。

また、選挙管理委員会に送付する前に、「不在者投票特別経費請求(事務経費)チェックリスト」(別紙25)及び「不在者投票特別経費請求(外部立会人経費)チェックリスト」(別紙26)により、記載漏れや誤りがないか確認してください。

なお、**請求書の口座名及び委任状の委任者並びに受任者の氏名については、「ふりがな」を忘れずに記載**してください。

ア 「不在者投票管理者」と「振込口座の口座名義人」が同一である場合

不在者投票特別経費請求書(別紙12-1、12-2)の請求者氏名及び請求者の印と振込口座の口座名義人が一致するよう注意してください。

なお、請求者の印は、口座で使用している印である必要はなく、職印又は私印であってもかまいませんが、施設の印は使用できませんので注意してください。

イ 「不在者投票管理者」と「振込口座の口座名義人」が異なる場合

請求書への委任状(別紙14)の添付が必要です。

この場合、委任状の委任者、受任者の氏名及び印と不在者投票特別経費請求書の請求者、受任者の氏名及び印が同じであること、また、受任者氏名と振込先の口座名義人が同じであることを確認してください。

なお、請求者及び受任者の印については、振込口座の印である必要はなく、職印又は私印でかまいません。

(イ) 病院長と理事長が同一人物であり、経費を振り込むべき口座の名義人が理事長となっている場合にも、病院長(=不在者投票管理者)から理事長(≠不在者投票管理者)に対する委任状が必要です。この場合、受任者の氏名及び印は理事長のものとなります。

(イ) 委任状には、印紙の貼付は不要です。

ウ 納付書によって収納する指定施設の場合

納付書によって収納する指定施設にあつては、納付書の発行をお願いします。この場合も、「不在者投票特別経費請求書」(別紙12-1、12-2)、「不在者投票内訳」(別紙13-1、13-2)、の提出が必要です。

なお、納付書の発行人が不在者投票管理者と異なる場合には、上記②と同様に「委

任状」(別紙 14)が必要です。

また、請求書類の提出後、実際の振込までに時間を要しますので、納付期限に余裕を持って、できるだけ早く提出していただきますようお願いします。

エ 不在者投票特別経費請求書の記載事項を訂正する場合

不在者投票経費請求書の記載事項の訂正には、すべて請求者の印(受領を委任している場合も同じ)が必要となりますので、訂正に備えて捨印を押してください。

ただし、請求金額の訂正はできないため、請求金額を誤記したような場合には請求書を書き直してください。

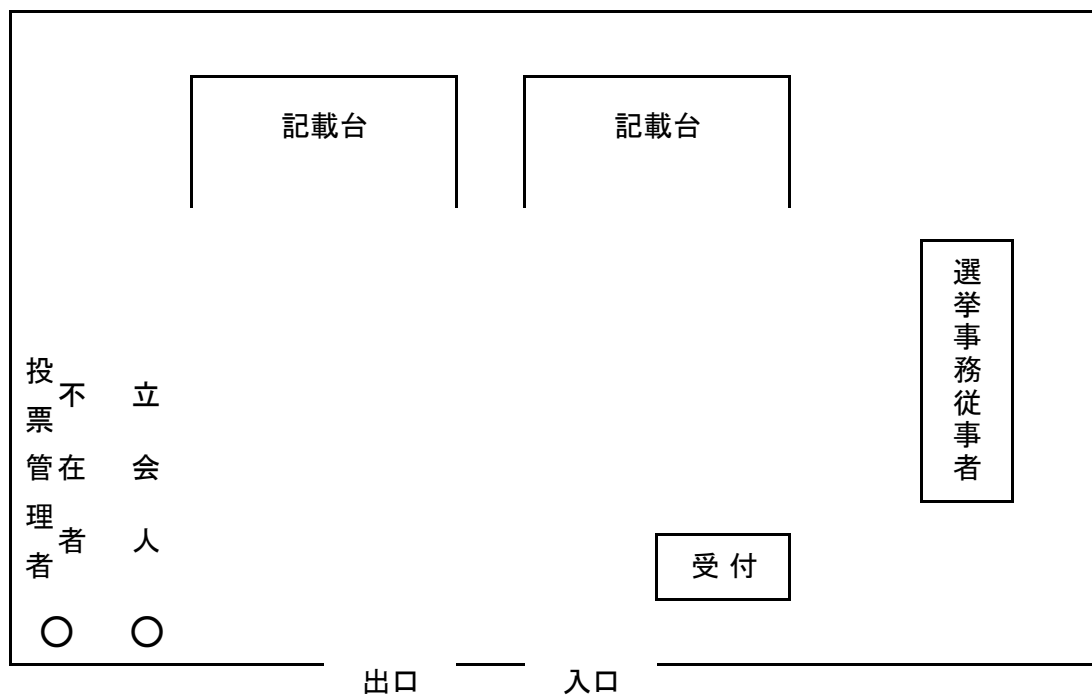
11 関係書類の保存

今回の選挙における各関係書類については、少なくとも選挙期日後2ヵ月間は不在者投票管理者において保存してください。

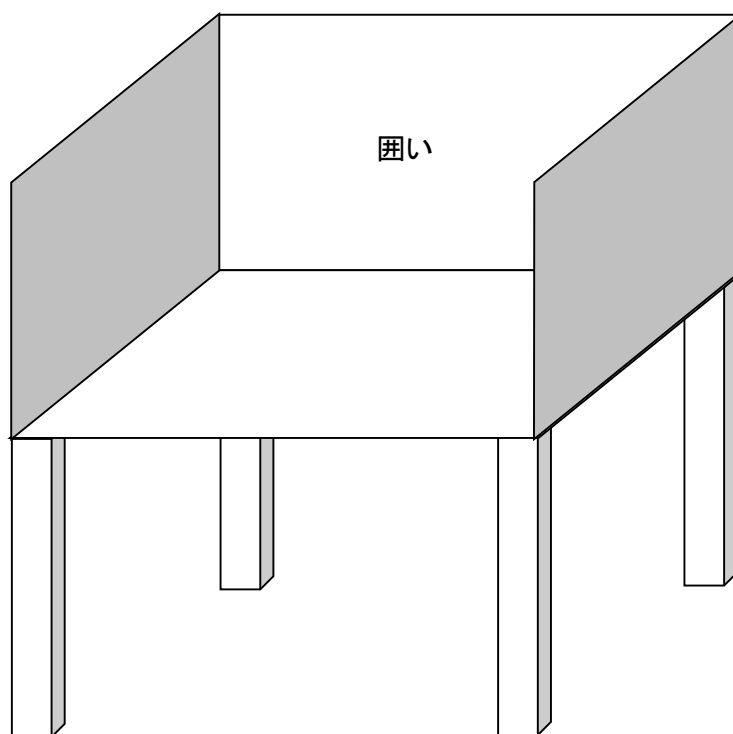
◎ 各区選挙管理委員会所在地

区	郵便番号	所在地	電話番号
中央区	060 - 8611	札幌市中央区大通西2丁目 中央区役所5階 中央区選挙管理委員会室	205-3206
北区	001 - 8612	札幌市北区北25条西6丁目1番1号 北区民センター1階 集会室	757-2404
東区	065 - 8612	札幌市東区北11条東7丁目1番1号 東区民センター3階 講義室	741-2412
白石区	003 - 8612	札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号 白石区役所4階 区長会議室	861-2406
厚別区	004 - 8612	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番2号 厚別区民センター2階 会議室B	895-2424
豊平区	062 - 8612	札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号 豊平区民センター 2階 視聴覚室	822-2406
清田区	004 - 8613	札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号 清田区役所3階 中会議室	889-2010
南区	005 - 8612	札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号 南区役所3階 中会議室	582-4711
西区	063 - 8612	札幌市西区琴似2条7丁目1番1号 西区役所4階 事務室及び第1、第2会議室	641-6922
手稲区	006 - 8612	札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号 手稲区民センター 視聴覚室	681-2427

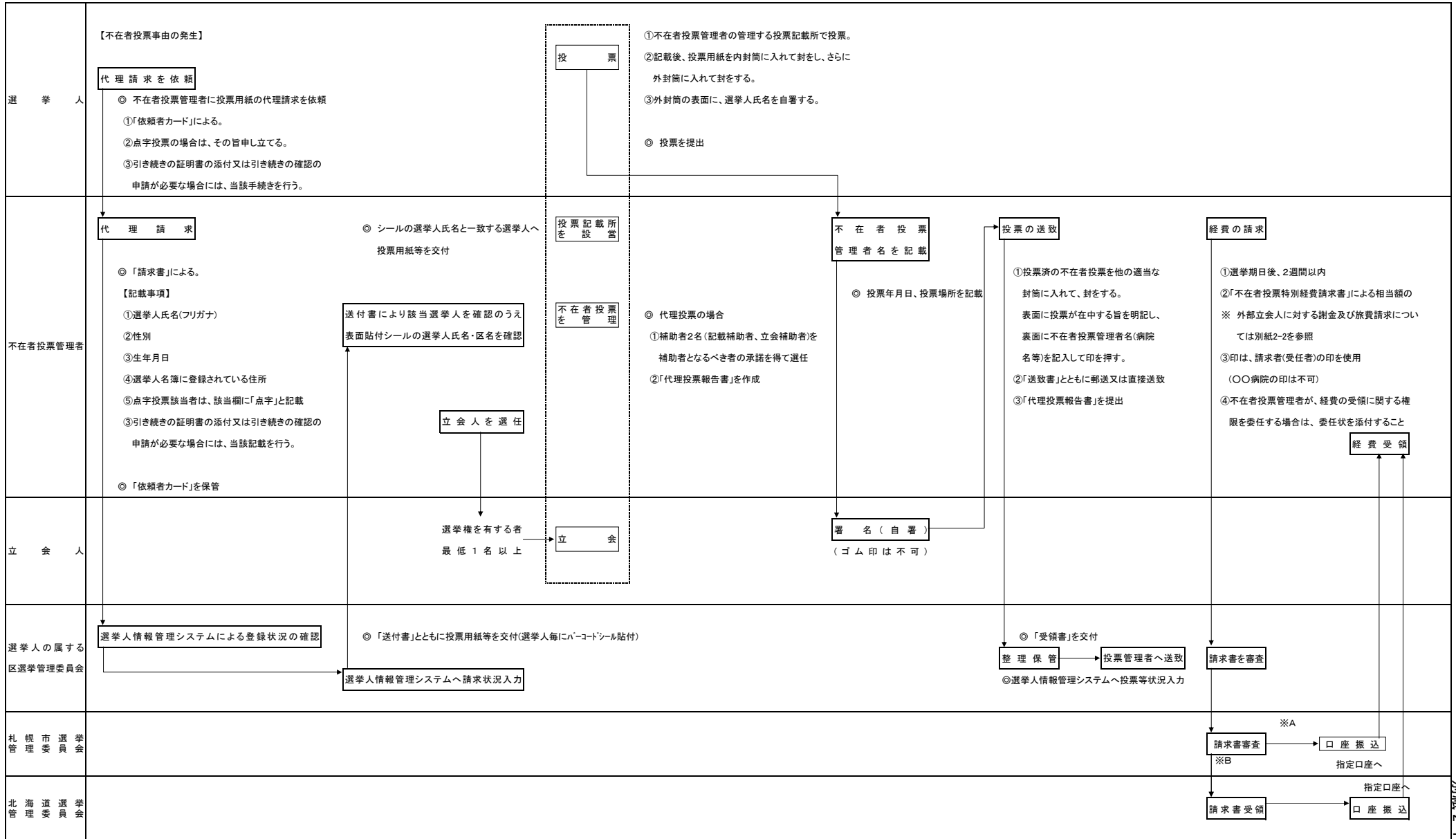
○ 投票記載所設備(例)



○ 記載台



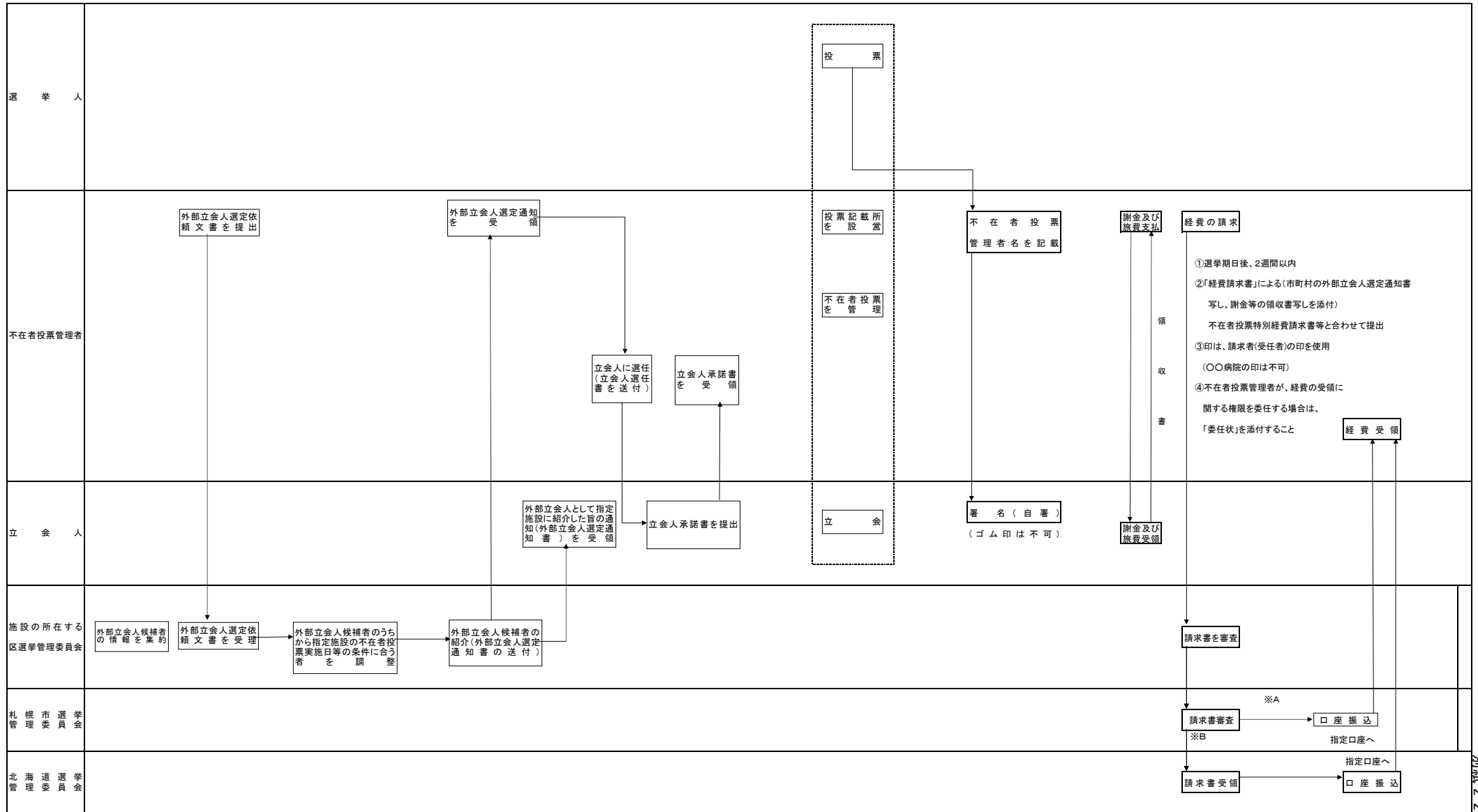
不在者投票事務処理の流れ



※A : 札幌市長選挙、札幌市議会議員選挙の両方又はどちらかを含んで請求した場合(北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙のどちらも請求していない場合に限る)、指定施設の所在する札幌市選挙管理委員会から経費を振り込みます。

※B : 北海道知事選挙、北海道議会議員選挙の両方又はどちらかを含んで請求した場合(札幌市長選挙又は札幌市議会議員選挙を同時に請求した場合も含む)、北海道選挙管理委員会から経費を振り込みます。

外部立会人選任等の事務の流れ



※A：札幌市長選挙、札幌市議会議員選挙の両方又はどちらかに投票した選挙人の数に応じて按分し、札幌市選挙管理委員会から経費を振り込みます。

※B：北海道知事選挙、北海道議会議員選挙の両方又はどちらかに投票した選挙人の数に応じて按分し、北海道選挙管理委員会から経費を振り込みます。

札幌市用甲(のうち)

請 求 書

令和 年 月 日

(あて先)札幌市 区選挙管理委員会委員長

住所

名称

不在者投票管理者

下記の選挙人は、第20回統一地方選挙の当日、当施設にあるため、当施設において投票する

見込みであり、

北海道知事選挙
北海道議会議員選挙
札幌市長選挙
札幌市議会議員選挙

の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求

の依頼がありましたので、これらの選挙人に代わって請求します。

フリガナ		男	生年月日	備 考
氏 名		・	明 . .	
		女	大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの□にレ 印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備 考
氏 名		・	明 . .	
		女	大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの□にレ 印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備 考
氏 名		・	明 . .	
		女	大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの□にレ 印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備 考
氏 名		・	明 . .	
		女	大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの□にレ 印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		

備考1 選挙人から点字投票の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

備考2 この様式に記載しきれない選挙人については、乙様式に記載して、本様式に添付してください。

備考3 対象となる選挙は北海道知事及び北海道議会議員の選挙となります。この場合、市町村が発行する、「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の添付又は「引き続き道内に住所を有することの確認」の申請をしていただき、引き続き道内に住所を有することが確認できた場合に投票できます。なお、「引き続き道内に住所を有することの確認」を申請される場合は札幌市において住民基本台帳ネットワークシステムで確認します。

札幌市用乙(のうち)

フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男	生年月日	備考
氏名		女	明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所 札幌市 区		現在の住民登録が札幌市以外の場合は、以下のいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き道内に住所を有する旨の確認を申請		

備考1 選挙人から点字投票の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

備考2 甲様式に記載しきれない選挙人については、本様式に記載して、甲様式に添付してください。

備考3 対象となる選挙は北海道知事及び北海道議会議員の選挙となります。この場合、市町村が発行する、「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の添付又は「引き続き道内に住所を有することの確認」の申請をしていただき、引き続き道内に住所を有することが確認できた場合に投票できます。なお、「引き続き道内に住所を有することの確認」を申請される場合は札幌市において住民基本台帳ネットワークシステムで確認します。

他市町村用甲(のうち)

請 求 書

令和 年 月 日

(あて先) 選挙管理委員会委員長

住所
名称
不在者投票管理者

下記の選挙人は、第20回統一地方選挙の当日、当施設にあるため、当施設において投票する

見込みであり、

_____	(都・道・府・県) 知 事 選 挙
_____	(都・道・府・県) 議 会 議 員 選 挙
_____	(市・町・村) 長 選 挙
_____	(市・町・村) 議 会 議 員 選 挙

の投票用紙及び不在者投票用

封筒の交付請求の依頼がありましたので、これらの選挙人に代わって請求します。

フリガナ			生年月日	備 考
氏 名		男	明 . .	
		女	昭 . .	
			平	
選挙人名簿に記載されている住所			現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請	
フリガナ			生年月日	備 考
氏 名		男	明 . .	
		女	昭 . .	
			平	
選挙人名簿に記載されている住所			現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請	
フリガナ			生年月日	備 考
氏 名		男	明 . .	
		女	昭 . .	
			平	
選挙人名簿に記載されている住所			現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請	
フリガナ			生年月日	備 考
氏 名		男	明 . .	
		女	昭 . .	
			平	
選挙人名簿に記載されている住所			現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請	

備考1 選挙人から点字投票の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

備考2 この様式に記載しきれない選挙人については、乙様式に記載して、本様式に添付してください。

備考3 対象となる選挙は知事及び都道府県議会議員の選挙となります。この場合、市町村が発行する、「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書」の添付又は「引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認」を申請の上、引き続き同一都道府県内に住所を有することが確認できた場合に投票できます。なお、「引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認」を申請される場合は請求先の市町村において住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。

他市町村用乙(のうち)

フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		
フリガナ		男 女	生年月日	備考
氏名			明 大 昭 平	
選挙人名簿に記載されている住所		現在の住民登録が左記の市町村以外の場合は、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(備考3) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		

備考1 選挙人から点字投票の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

備考2 甲様式に記載しきれない選挙人については、本様式に記載して、甲様式に添付してください。

備考3 対象となる選挙は知事及び都道府県議会議員の選挙となります。この場合、市町村が発行する、「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書」の添付又は「引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認」を申請の上、引き続き同一都道府県内に住所を有することが確認できた場合に投票できます。なお、「引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認」を申請される場合は請求先の市町村において住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。

(不在者投票管理者用)

依 頼 者 カ ー ド

令和 年 月 日

(あて先) 不在者投票管理者 様

第20回統一地方選挙の執行に際し、不在者投票を行いたいので、下記の選挙の投票用紙等の請求を依頼します。

北海道知事選挙	北海道議会議員選挙
札幌市長選挙	札幌市議会議員選挙
その他	
()	()

部屋番号	氏 名	性 別	生 年 月 日	備 考
	フリガナ	男 ・ 女	明 大 昭 平 年 月 日生	代理 点字
選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て い る 住 所				
		現在の住民登録が左記の市町村以外のときは、以下のいずれかの□にレ印を記載願います。(※2) <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を添付 <input type="checkbox"/> 引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認を申請		

※1 代理投票または点字投票をする方は、備考欄の該当する項目を○で囲んでください。
 ※2 対象となる選挙は知事及び都道府県議会議員の選挙となります。この場合、市町村が発行する、「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書」の添付又は「引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の確認」を申請の上、引き続き同一都道府県内に住所を有することが確認できた場合に投票できます。なお、「引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認」を申請される場合は請求先の市町村において住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。

不在者投票用外封筒の記載例

(表)

(裏)

令和5年4月9日執行札幌市長選挙

不在者投票

(外封筒)

**員 挙 札
会 管 幌
之 理 市
印 委 選**

投票者 氏名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

代理投票の仮投票に
おける代理記載人氏名

通常代理投票のときは、記載しないこと。

市長

選挙区	1001-301-10
氏名	菅野 口
性別	男
住所	札幌市中央区
電話番号	0001

施設

不在者投票管理者の
職・氏名を記載
(〇〇病院長 〇〇〇〇)

不在者投票管理
者 氏 名

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

不在者投票をした
年月日を記載

不在者投票場所を記載
(病院等の名称)

立会人 氏 名

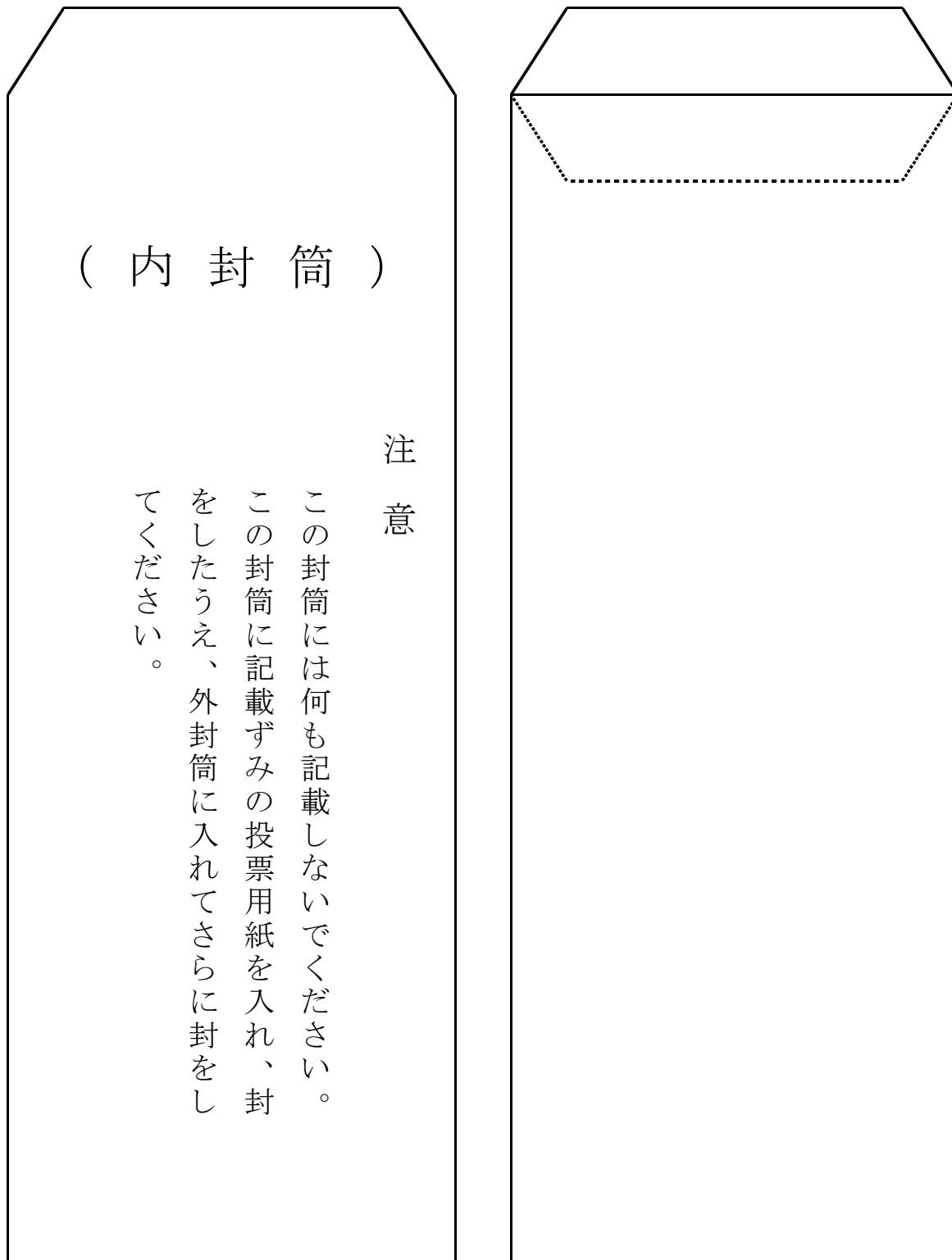
投票立会人が自署するこ
と(ゴム印不可)

〔船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名〕
令和 年 月 日

選挙人が自署すること。
なお、代理投票の場合には、補助した者が選挙人の氏名を記載すること。
また、点字投票の場合は、内封筒を外封筒に入れる前に、点字により選挙人が記載すること。

選挙人の氏名及び交付区名を確認し、間違えることなく選挙人本人へ交付すること。

不在者投票用内封筒の様式



(札幌市用)

令和 年 月 日
請求番号：

(あて先) 札幌市 区選挙管理委員会委員長

病院(施設)名

職・氏名

不在者投票送致書

令和5年執行 北海道知事選挙
北海道議会議員選挙
札幌市長選挙
札幌市議会議員選挙 の不在者投票を次のとおり送致します。

1 送致内容

内 訳	選挙の種類			
	知事	道議	市長	市議
(1) これまでの投票用紙等の受領総数(累計)				
上 記 の うち 送 致 数	(2) 今回の投票者数(投票を済ませた者)			
	(3) 今回の返還数(退院、転院、死亡、棄権)			
	(4) 前回までの送致数			
	(5) 送致総数 (2)+(3)+(4)			
(6) 差引残数(投票が済んでいない者) (1)-(5)				

選挙人本人が投票用紙等を請求し、投票した数 (今回送致分) ※ この数は上の表に含めないでください。				
---	--	--	--	--

2 今回投票用紙を返還する者の氏名等[(3)の該当者]

フリガナ 選挙人氏名	選挙の種別				理 由
	知事	道議	市長	市議	

3 投票が済んでいない者の氏名等[(6)の該当者]

フリガナ 選挙人氏名	選挙の種別				理 由
	知事	道議	市長	市議	

(他市町村用)

令和 年 月 日

(あて先) 選挙管理委員会委員長

病院(施設)名

職・氏名

不在者投票送致書

令和5年執行

_____	(都・道・府・県)知事選挙
_____	(都・道・府・県)議会議員選挙
_____	(市・町・村)長選挙
_____	(市・町・村)議会議員選挙

 の不在者投票を次のとおり送致します。

1 送致内容

内 訳		選挙の種類			
(1) これまでの投票用紙等の受領総数(累計)					
上記のうち 送致数	(2) 今回の投票者数(投票を済ませた者)				
	(3) 今回の返還数(退院、転院、死亡、棄権)				
	(4) 前回までの送致数				
	(5) 送致総数 (2)+(3)+(4)				
(6) 差引残数(投票が済んでいない者) (1)-(5)					

選挙人本人が投票用紙等を請求し、投票した数(今回送致分) ※ この数は上の表に含めないでください。

2 今回投票用紙を返還する者の氏名等[(3)の該当者]

フリガナ 選挙人氏名	選挙の種類				理由

3 投票が済んでいない者の氏名等[(6)の該当者]

フリガナ 選挙人氏名	選挙の種類				理由

(札幌市用)

令和 年 月 日

令和5年執行

北海道知事選挙
北海道議会議員選挙
札幌市長選挙
札幌市議会議員選挙

代理投票報告書

(あて先) 札幌市 区選挙管理委員会委員長

病院(施設)名

職・氏名

フリガナ 選挙人氏名	性別	代理投票の 事由	補助者の氏名	選挙の 種別	
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議
	男	1 心身の故障		知事	道議
	女	2 その他		市長	市議

※ 性別、代理投票の事由、選挙の種別については該当する項目を○で囲んでください。

(他市町村用)

令和 年 月 日

令和5年執行

_____	(都・道・府・県) 知事選挙
_____	(都・道・府・県) 議会議員選挙
_____	(市・町・村) 長選挙
_____	(市・町・村) 議会議員選挙

代理投票報告書

(あて先)

選挙管理委員会委員長

病院(施設)名

職・氏名

フリガナ 選挙人氏名	性別	代理投票の 事由	補助者の氏名	選挙の別	
				種	別
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			
	男	1 心身の故障			
	女	2 その他			

※ 性別、代理投票の事由については該当する項目を○で囲んでください。

不在者投票特別経費請求書（事務経費）

令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における不在者投票特別経費（事務経費）を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

北海道知事様

指定施設及び請求者

指定施設所在地(〒 -)

電話 - -

指定施設名称

捨印

(不在者投票管理者)

請求者

印

受任者住所(〒 -)

電話 - -

※(施設名称または法人名)

捨印

氏名

印

※ 委任状の添付 有・無 (該当するものに○を記入)

連絡先及び担当者氏名

電話() -

担当者氏名

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳

選挙名	選挙人数	単価	金額	摘要
北海道知事選挙	人	円	円	内訳
北海道議会議員選挙		1,073		別紙のとおり

3 振込先

金融機関名	銀行	本店										
	信金	支店										
ふりがな												
口座名												
口座番号 1 普通 2 当座	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>											

備考 不在者投票管理者が経費の受領に関する権限を委任する場合は、委任状が必要となる。
口座名の「ふりがな」については必ず記載すること。

不在者投票特別経費請求書(事務経費)

令和5年4月9日執行の札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙における不在者投票特別経費(事務経費)を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

札幌市長様

指定施設及び請求者

指定施設所在地(〒 -)

電話 - -

指定施設名称

捨印

(不在者投票管理者)

請求者

印

受任者住所(〒 -)

電話 - -

※(施設名称または法人名)

捨印

氏名

印

※委任状の添付 有・無 (該当するものに○を記入)

連絡先及び担当者氏名

電話() -

担当者氏名

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳

選挙名	選挙人数	単価	金額	摘要
札幌市長選挙	人	円	円	内訳
札幌市議会議員選挙		1,073		別紙のとおり

3 振込先

金融機関名	銀行	本店
	信金	支店
ふりがな		
口座名		
口座番号 1 普通 2 当座		

備考 不在者投票管理者が経費の受領に関する権限を委任する場合は、委任状が必要となる。
口座名の「ふりがな」については必ず記載すること。

委任状

令和5年4月9日執行の

〔北海道知事選挙
北海道議会議員選挙〕

における不在者投票特別

経費(事務経費・外部立会人経費)の受領に関する一切の権限を次のとおり委任いたします。

委任者(不在者投票管理者)

住 所

捨 印

指定施設名称

ふりがな

氏 名

印

受任者(受領者)

住 所

捨 印

※施設名称
又は法人名

ふりがな

氏 名

印

令和 年 月 日

北海道知事様

※ 受任者が施設の理事長等の場合は、その施設名称または法人名を記載してください。
備考 氏名欄の「ふりがな」については忘れずに記載すること。

委 任 状

令和5年4月9日執行の

〔 札幌市長選挙
札幌市議会議員選挙 〕

における不在者投票特別

経費(事務経費・外部立会人経費)の受領に関する一切の権限を次のとおり委任いたします。

委任者(不在者投票管理者)

住 所

指定施設名称

捨 印

ふりがな

氏 名

印

受任者(受領者)

住 所

※施設名称
又は法人名

捨 印

ふりがな

氏 名

印

令和 年 月 日

札幌市長様

※ 受任者が施設の理事長等の場合は、その施設名称または法人名を記載してください。
備考 氏名欄の「ふりがな」については忘れずに記載すること。

投票用紙の受け取り方法について

施 設 名 _____

担当者職・氏名 _____

(電話 _____)

- 1 投票用紙の受け取り方法について、どちらかをお選びください。
(○で囲んでください)

- 直接選管事務局で受領 (受取希望日： 月 日 午前・午後 時頃)

※ 受取希望日は、事務局に投票用紙等を請求してから2～3日後の日を設定してください。

- 郵 送

※ 事務局に投票用紙等の請求書が提出されてから、2～3日後の発送となることをご了承ください。また、受取希望日は指定できません。

- 2 施設において不在者投票を行う日を設定していましたら、参考までにその日をお知らせください。

- 月 日 午前・午後
- 月 日 午前・午後
- 月 日 午前・午後

この書類は、請求書と併せて提出願います。

(提出先：札幌市 区選挙管理委員会)

令和 年 月 日

札幌市 区選挙管理委員会 あて

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついでには、同条第 9 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時 :

場 所 :

施設名 :

令和 年 月 日

(指定施設等の長) 様

(市区町村) 選挙管理委員会

外部立会人の選定について (通知)

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を選定しましたので、
通知します。

記

立会人の氏名

(ふりがな)

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

令和 年 月 日

立会人選任書

○ ○ ○ ○ 殿

(指定施設名)

(指定病院等の長)

印

あなたを、下記のとおり、令和5年4月9日執行第20回統一地方選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の _____ 分前までに _____ に
おいでください。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

不在者投票特別経費請求書（外部立会人）

令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における不在者投票特別経費（外部立会人経費）を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

北海道知事様

指定施設及び請求者

指定施設所在地(〒 -)

電話 - -

指定施設名称

捨印

(不在者投票管理者)

請求者

印

受任者住所(〒 -)

電話 - -

※(施設名称または法人名)

捨印

氏名

印

※ 委任状の添付 有・無 (該当するものに○を記入)

連絡先及び担当者氏名

電話 () -

担当者氏名

記

1 請求金額 _____ 円 (算出表のとおり)

2 内 訳

投票者数	立会日時	立会場所	立会人氏名	適用
選挙別の投票者数 算出表のとおり	令和 年 月 日 時 分～ 時 分			内 訳 別紙の とおり

3 振込先

金融機関名	銀行	本店							
	信金	支店							
ふりがな									
口座名									
口座番号 1 普通 2 当座	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								

備考 不在者投票管理者が経費の受領に関する権限を委任する場合は、委任状が必要となる。
口座名の「ふりがな」については必ず記載すること。

不在者投票特別経費請求書（外部立会人）

令和5年4月9日執行の札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙における不在者投票特別経費（外部立会人経費）を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

札幌市長様

指定施設及び請求者

指定施設所在地(〒 -)

電話 - -

指定施設名称

捨印

(不在者投票管理者)

請求者

印

受任者住所(〒 -)

電話 - -

※(施設名称または法人名)

捨印

氏名

印

※ 委任状の添付 有・無 (該当するものに○を記入)

連絡先及び担当者氏名

電話 () -

担当者氏名

記

1 請求金額 _____ 円 (算出表のとおり)

2 内 訳

投票者数	立会日時	立会場所	立会人氏名	適用
選挙別の投票者数 算出表のとおり	令和 年 月 日 時 分～ 時 分			内 訳 別紙のとおり

3 振込先

金融機関名	銀行	本店							
	信金	支店							
ふりがな									
口座名									
口座番号 1 普通 2 当座	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								

備考 不在者投票管理者が経費の受領に関する権限を委任する場合は、委任状が必要となる。
口座名の「ふりがな」については必ず記載すること。

算出表

施設名		
所在地		
立会日		
外部立会人氏名		
従事時間(※1)	時間	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分
上記従事時間に基づく負担の上限額	円	(A)
外部立会人経費総額(※2)	円	(B)
(A)、(B)のうち小さい方の額	円	(C)

外部立会人が複数の場合は立会人ごとに、立会日が複数ある場合は、立会日ごとに別葉で作成してください。

1 按分

選挙の種類	投票者数	(C)	投票者/(e)	按分結果(円)※5
① 北海道知事 北海道議会議員	(a) ※4	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 円	$\times \frac{(a)}{(e)} =$	(ア)
② 札幌市長選挙 札幌市議会議員	(b) ※4		$\times \frac{(b)}{(e)} =$	(イ)
③ ※3	(c) ※4		$\times \frac{(c)}{(e)} =$	(ウ)
④ ※3	(d)		$\times \frac{(d)}{(e)} =$	(エ)
合計	(e)			(D)

2 差額調整

(C) (C)と(D)の差額 円

(D)

【差額調整】次の場合分けのうち該当する内容を3に記載

- ・(C) = (D) → 調整なし
- ・(C) > (D) → 道への請求額 (ア) + 差額分
- ・(C) < (D) → 道への請求額 (ア) - 差額分

3 請求先別請求額

① (ア) 円 = (円)

② (イ) (円)

③ (ウ) (円)

④ (エ) (円)

※①(道への請求)のみ差額調整が必要です。

- ・2での差額調整の結果を+〇円、-〇円と記載。
- ・差額調整を行っていない場合は記載不要

※1 1日の従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

※2 負担の上限額にかかわらず、実際に支給した謝金及び旅費(報酬及び費用弁償)の金額を記入してください。

※3 上記以外の選挙について投票が実施された場合は、その選挙の種類を記入してください。

※4 同一団体において、長及び議会議員の選挙が両方ある場合に、両方の選挙に投票した者、いずれかの選挙のみ投票した者、どちらも1人の投票者として数えてください。

※5 1円未満の端数は、四捨五入してください。

算出表（記載例）

施設名	〇〇病院	
所在地	札幌市中央区北〇条西△丁目〇番×号	
立会日	令和5年4月2日	
外部立会人氏名	北海 太郎	
従事時間（※1）	8 時間 午前 午後 9時00分～（午前 午後 5時00分	
上記従事時間に基づく負担の上限額	10,900	円 (A)
外部立会人経費総額(※2)	15,000	円 (B)
(A)、(B)のうち小さい方の額	10,900	円 (C)

外部立会人が複数の場合は立会人ごとに、立会日が複数ある場合は、立会日ごとに別葉で作成してください。

- (ア) 1日の従事時間が7時間を超える場合
10,900円

(イ) 1日の従事時間が7時間以下の場合

従事時間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～6時間	～7時間
上限額	1,282円	2,565円	3,847円	5,129円	6,412円	7,694円	8,976円

1 按分

選挙の種類	投票者数	(C)	投票者/(e)	按分結果(円)※5
① 北海道知事 北海道議会議員	(a) ※4 30	10,900 円	$\times \frac{(a) \ 30}{(e) \ 57} =$	5,736 (ア)
② 札幌市長選挙 札幌市議会議員	(b) ※4 25		$\times \frac{(b) \ 25}{(e) \ 57} =$	4,780 (イ)
※3 ③ 〇〇県知事 〇〇県議会議員	(c) ※4 1		$\times \frac{(c) \ 1}{(e) \ 57} =$	191 (ウ)
※3 ④ △△市議会議員	(d) 1		$\times \frac{(d) \ 1}{(e) \ 57} =$	191 (エ)
合 計	(e) 57			10,898 (D)

2 差額調整

(C) 10900	(C)と(D)の差額	2	円
(D) 10898			

【差額調整】次の場合分けのうち該当する内容を3に記載

- ・(C) = (D) → 調整なし
- ・(C) > (D) → 道への請求額 (ア) + 差額分
- ・(C) < (D) → 道への請求額 (ア) - 差額分

3 請求先別請求額

①	(ア) 5,736	2	円	=	5,738	(円)
②	(イ) 4,780					(円)
③	(ウ) 191					(円)
④	(エ) 191					(円)

※①(道への請求)のみ差額調整が必要です。
・2での差額調整の結果を+〇円、-〇円と記載。
・差額調整を行っていない場合は記載不要

※1 1日の従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。
 ※2 負担の上限額にかかわらず、実際に支給した謝金及び旅費(報酬及び費用弁償)の金額を記入してください。
 ※3 上記以外の選挙について投票が実施された場合は、その選挙の種類を記入してください。
 ※4 同一団体において、長及び議会議員の選挙が両方ある場合に、両方の選挙に投票した者、いずれかの選挙のみ投票した者、どちらも1人の投票者として数えてください。
 ※5 1円未満の端数は、四捨五入してください。

指定施設における不在者投票の送致に関するチェックリスト

施設名	
投票日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
投票管理者	
立会人氏名	
代理補助者1	
代理補助者2	

1 不在者投票用外封筒の確認		
投票済み投票用紙が封入された不在者投票用外封筒全てについて、以下の確認を行う		
表面	投票者の氏名（苗字のみは不可）について自署が漏れていないか （代理投票の場合には代理投票補助者が投票者の氏名を記載）	
裏面	投票年月日の記載が漏れていないか	
	投票場所に病院（施設）名の記載が漏れていないか	
	不在者投票管理者の職・氏名の記載が漏れていないか	
	投票立会人の自署（ゴム印不可）が漏れていないか	
封筒の封はしっかりと糊付けされているか		

2 不在者投票送致書について		
不在者投票の送致に際して必ず作成の上、以下の確認を行う		
病院（施設）名についての記載漏れはないか		
職・氏名には施設長（不在者投票管理者）の職・氏名が記載されているか		
「1 送致内容」について、数値の記載が必要な項目は全て記載しているか		
今回投票用紙を返還する者がいる場合、2の記載欄に記載した氏名等と(3)の数値の内容が一致しているか。また、フリガナの記載漏れはないか		
投票が済んでいない者がいる場合、3の記載欄に記載した氏名等と(6)の数値の内容が一致しているか。また、フリガナの記載漏れはないか		

3 代理投票報告書について 代理投票があった場合については、代理投票報告書を作成し、以下の確認を行う	
病院（施設）名について項目の記載漏れはないか	
職・氏名には施設長（不在者投票管理者）の職・氏名が記載されているか	
選挙人氏名とフリガナの記載漏れはないか	
性別、代理投票事由、選挙の種別について該当するものを○で囲っているか	
代理補助者の氏名は2人記載しているか	

4 選挙管理委員会への送致について 上記1から3の確認後、今回送致する投票用紙等を適当な封筒に入れ、以下の確認の後、選挙管理委員会宛て送致する	
不在者投票送致書の「1 送致内容」の(2)、(3)の数と送致する投票用紙等及び返還する投票用紙等が一致しているか	
不在者投票送致書を同封したか	
不在者投票証明書の提出があった場合にはこれを同封したか	
代理投票があった場合には代理投票報告書を同封したか	
送致に必要な書面、投票用紙等が入った封筒表面に「投票在中」と記載したか	
封筒裏面に病院（施設）の名称及び所在地並びに不在者投票管理者名を記載、押印したか	

※ 注意

不備があった場合、投票が受理できない恐れがあることから、必ず上記1～4について確認を経て、選挙管理委員会あて送致すること。

不在者投票特別経費請求書（事務経費）

令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における不在者投票特別経費（事務経費）を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

北海道知事様

令和5年4月9日（選挙期日）以降の日付となります。

札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙の場合は別紙12-2を使用してください。

指定施設及び請求者

指定施設所在地(〒 -)

請求者印を押してください。

電話 「施設長の印」であれば「職印」「私印」のどちらでもかまいません。ただし「施設の印」は使用できません。

指定施設名称

(不在者投票管理者)

請求者

捨印

受任者住所(〒 -)

電話 - -

委任した場合に記載してください。委任していない場合は記載不要です。また、添付の有無に○印をつけてください。

施設名称または法人名

捨印

氏名

※ 委任状の添付 有・無 (該当するものに○を記入)

請求金額は訂正できません。請求金額を誤って記載した場合は、新たに請求書を作成してください。

受任者及び担当者氏名

() -

担当者氏名

受任者が理事長である場合、「理事長の印」であれば「職印」「私印」どちらでもかまいません。ただし、「施設の印」は使用できません。

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳

選挙名	選挙人数	単価	金額	摘要
北海道知事選挙	人	円	円	内訳
北海道議会議員選挙		1,073		別紙のとおり

3 振込先

金融機関名	銀行	本店
ふりがな	口座名義人と上に記載した請求者(委任した場合は受任者)が一致していることを確認してください。	支店
口座名	口座名は正しく略さずに記載してください。金融機関に登録されている口座名と異なると入金できません。また必ず「ふりがな」も記載してください。	
口座番号	口座番号の記載は、右詰め・左詰めの、どちらでも結構です。	

備考 不在者投票管理者が口座名の「ふりがな」については必ず記載すること。委任状が必要となる。

委 任 状

令和5年4月9日執行の

北海道知事選挙
北海道議会議員選挙

における不在者投票特別

札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙の場合は別紙12-2を使用してください。

受領に関する一切の権限を次のとおり委任いたします。

- ・口座名義人が施設長以外の人である場合には、委任状の添付が必要です。
(病院長と理事長が同一人物である場合で、口座名義人が理事長となっている場合にも、委任状は必要です。)
- ・印紙の貼付は不要です。

住 所

捨 印

指定施設名称

「不在者投票特別経費請求書」に記載された請求者の住所、氏名及び印と同じであることを確認してください。
また、肩書き及び氏名の「ふりがな」も記載してください。

ふりがな

氏 名

印

受任者(受領者)

受任者が施設の理事長等の場合には、その施設名称又は法人名を記載してください。

住 所

捨 印

※施設名称
又は法人名

「不在者投票特別経費請求書」に記載された受任者の住所、氏名及び印と同じであることを確認してください。
また、肩書き及び氏名の「ふりがな」も記載してください。

ふりがな

氏 名

印

令和 年 月 日

北海道知事様

※ 受任者が施設の理事長等の場合は、その施設名称または法人名を記載してください。
備考 氏名欄の「ふりがな」については忘れずに記載すること。

不在者投票特別経費請求書（事務経費）チェックリスト

	チェック項目	チェック内容
不在者投票特別経費請求書（事務経費）	日付	令和5年4月9日以降であることを確認する。
	宛先	【道選管請求分】北海道知事 【札幌市選管請求分】札幌市長
	指定施設及び請求者	印に誤りがないか確認する。 印は請求者の印（私印を含む。）でなければならない。したがって、指定施設の印（例：「〇〇病院之印」）は不可。
		請求者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。
	受任者	印に誤りがないか確認する。
		受任者の肩書き（理事長など）が記載されているか確認する。
		委任状の添付の有・無に○が付されているかを確認する。
	請求金額	請求金額（1,073円×取り扱い選挙人の人数）に誤りがないかを確認する。 なお、請求金額の訂正はできないことから、請求金額を誤記した場合は、請求書は新たに作り直さなければならないことに留意する。
	選挙名	【道選管請求分】北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙 【札幌市選管請求分】札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙
	選挙人数	不在者投票内訳[別紙 13-1]に記載されている選挙人の人数と合致するかを確認する。
口座名義人	振込口座の口座名義人にはふりがなを付すことになっているので、 ふりがなの有無 について点検する。	
	【不在者投票管理者と振込口座の口座名義人が同一である場合】 不在者投票特別経費請求書の請求者氏名及び請求者の印と振込口座の口座名義人が一致していることを確認する。なお、請求者の印は、振込口座の印である必要はない。	
	【不在者投票管理者と振込口座の口座名義人が異なる場合】 委任状[【道選管請求分】別紙 14-1、【札幌市選管請求分】別紙 14-2]が添付されていることを確認し、委任状の委任者及び受任者の氏名及び印と不在者特別経費請求書の請求者及び受任者の氏名及び印が同じであることを確認する。また、受任者氏名と振込先の口座名義人が同じであることを確認する。なお、請求者及び受任者の印については、振込口座の印である必要はない。	
口座番号	口座番号右の1普通、2当座のいずれかに○が付されているか確認する。	
委任状	委任者（不在者投票管理者）	印に誤りがないか確認する。 委任状に使用する印は請求書に使用した印と同一でなければならない。 氏名欄の ふりがなの有無 について点検する。
		委任者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。
		受任者（受領者）
	受任者（受領者）	印に誤りがないか確認する。 委任状に使用する印は請求書に使用した印と同一でなければならない。 氏名欄の ふりがなの有無 について点検する。 委任者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。

	日付	令和5年4月9日以降であること、請求書に記載されている日付以前（請求書の日付と同一は可）であることを確認する。
内 訳	指定施設の名称	上部に指定施設の名称が記載されていることを確認する。特に2枚目以降に跨る場合は記載漏れが多いので留意する。

不在者投票特別経費請求書（外部立会人経費）チェックリスト

	チェック項目	チェック内容
不在者投票特別経費請求書（外部立会人経費）	日付	令和5年4月9日以降であることを確認する。
	宛先	【道選管請求分】北海道知事 【札幌市選管請求分】札幌市長
	指定施設及び請求者	印に誤りがないか確認する。 印は請求者の印（私印を含む。）でなければならない。したがって、指定施設の印（例：「〇〇病院之印」）は不可。
		請求者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。
	受任者	印に誤りがないか確認する。
		受任者の肩書き（理事長など）が記載されているか確認する。
		委任状の添付の有・無に○が付されているかを確認する。
	請求金額	算出表の金額と一致しているか確認する。
	立会日時	算出表の日時と一致しているか確認する。
	立会場所	不在者投票を行った場所（室名等）が記載されているか確認する。
	立会人氏名	算出表の氏名と一致しているか確認する。
口座名義人	振込口座の口座名義人にはふりがなを付すことになっているので、 ふりがなの有無 について点検する。	
	【不在者投票管理者と振込口座の口座名義人が同一である場合】 不在者投票特別経費請求書の請求者氏名及び請求者の印と振込口座の口座名義人が一致していることを確認する。なお、請求者の印は、振込口座の印である必要はない。	
	【不在者投票管理者と振込口座の口座名義人が異なる場合】 委任状[【道選管請求分】別紙 14-1、【札幌市選管請求分】別紙 14-2]が添付されていることを確認し、委任状の委任者及び受任者の氏名及び印と不在者特別経費請求書の請求者及び受任者の氏名及び印が同じであることを確認する。また、受任者氏名と振込先の口座名義人が同じであることを確認する。なお、請求者及び受任者の印については、振込口座の印である必要はない。	
口座番号	口座番号右の1普通、2当座のいずれかに○が付されているか確認する。	
委任状	委任者（不在者投票管理者）	印に誤りがないか確認する。 委任状に使用する印は請求書に使用した印と同一でなければならない。
		氏名欄の ふりがなの有無 について点検する。
		委任者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。
	受任者（受領者）	印に誤りがないか確認する。 委任状に使用する印は請求書に使用した印と同一でなければならない。
		氏名欄の ふりがなの有無 について点検する。
委任者の肩書き（院長、施設長など）が記載されているか確認する。		
日付	令和5年4月9日以降であること、請求書に記載されている日付以前（請求書の日付と同一はOK）であることを確認する。	

内 訳	日付	投票日が記載されていることを確認する。
	投票者数	投票者の合計が内訳に記載されている人数と合致しているか確認する。
	指定施設の名称	指定施設の名称が記載されていることを確認する。特に2枚目以降に跨る場合は記載漏れが多いので留意する。
	内訳書に記載されているものの人数	【道選管請求分】 算出表「1 按分」の「選挙の種類」欄「北海道知事・北海道議会議員」の列に記載されている投票者数と一致しているか確認する。 【札幌市選管請求分】 算出表「1 按分」の「選挙の種類」欄「札幌市長・札幌市議会議員」の列に記載されている投票者数と一致しているか確認する。
算 出 表	施設名、所在地、立会日、外部立会人氏名、従事時間	請求書及び委任状に記載されている名称等と一致しているか確認する。
	(A) 請求の上限額	上限額の記載に誤りがないか確認する。上限額は従事時間に応じ以下のとおり。 ～1時間 1,282円、～2時間 2,565円、～3時間 3,847円 ～4時間 5,129円、～5時間 6,412円、～6時間 7,694円 ～7時間 8,976円、7時間を超える場合 10,900円
	(B) 外部立会人経費	実際に支給した金額（領収書の金額）が記載されていることを確認する。
	(C) 小さい方の額	(A)と(B)を比較して小さい方の額が記載されていることを確認する。
	投票者数	内訳書の投票者数と一致していることを確認する。
	按分	計算に誤りがないことを確認する。
領 収 書	領収書の添付	領収書の添付がされているか
	日付、金額	日付、金額（※算出表及び請求書の額と差異が無いかどうか。）等に誤りがないか